

## 経営事項審査制度の加点について

### 建設業の場合

「従業員全員+下請負人全員」のご契約の場合は、経営事項審査制度での加点評価の対象<sup>(注)</sup>とすることができます。

(注)このパンフレットに記載の3つのプランは、国土交通省の告示に規定される法定外労働災害補償制度の定義に合うように設計していますが、審査時の加点を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。



## あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。



### タフビズ業務災害補償保険なら30点!

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに教材や教育設備品の援助を行っています。

## 万一、事故が起こった場合

### 〈万一、事故が起こった場合の手続き〉

- 万一事故が起こった場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

### 〈示談にあたって〉

タフビズ業務災害補償保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関する被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損保  
あんしんサポートセンター

事故の  
場合は

事故が起こった場合は、  
遅滞なく代理店・扱者  
または右記までご連絡  
ください。

**0120-985-024**  
(無料)

24時間365日受付

- IP電話からは0276-90-8852  
(有料)におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

## ご注意ください

### 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

### 保険料の確定精算について

ご契約時に、保険料の精算を行う旨を特約にて定めている場合は、特約に定められた期間終了後、保険料をご精算いただけます<sup>(注)</sup>。保険料のご精算の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある保険契約者または被保険者が作成した資料の写しおよび当社様式による「申告書」)を当社にご提出いただけます。実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。

(注)ご契約を解約される場合にも、保険料をご精算いただく必要があります。

- このパンフレットは「タフビズ業務災害補償保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります。)

- 「タフビズ業務災害補償保険」は「業務災害補償保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
TEL:03-5424-0101(大代表)  
https://www.aioinissaydowa.co.jp/

(210101) (2020年12月承認) GA20C010762 (33-634) [DK43]

## あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP



「タフビズ業務災害補償保険」は  
ベルマーク協賛商品です。



業務上災害に伴う事業者としての費用や  
賠償リスクに備えたい方に

事業用

業務災害補償保険

令和3年4月以降保険始期用



MS&ADインシュアランスグループは、  
サッカー日本代表を応援しています。



## 業務災害補償保険



業務上災害に起因するさまざまな  
リスクを総合的に補償します。



# もしも!

## 貴社の従業員が業務に起因してケガや病気になった場合、高額な損害賠償を求められる可能性があります。

過去にも  
高額賠償事例  
が数多く  
発生!



CASE.1



外食店に勤務していた従業員が就寝中に心室細動を発症、低酸素脳症となり、脳性麻痺等の後遺障害が残った。過重な業務を与え長時間労働を強いた企業の安全配慮義務違反の結果であるとして、従業員と両親が同社を訴えた。

原告勝訴(2010年)  
約1億9,500万円

CASE.2



外食店に勤務していた男性が急死。同社に過重な労働を強いられたことが原因であるとして、両親が会社および役員を訴えた。同社は時間外労働時間が一定時間に満たない場合に基本給を減額する給与体系を敷いており、この制度を維持した役員にも重大な過失があると認められた。

原告勝訴(2010年)  
約7,860万円

CASE.3



個人解体業者にアルバイトとして勤務していた男性が解体作業中に、2階の開口部から転落。脊髄損傷等の後遺障害が残った。男性と両親は事業者が転落防止のための措置を怠ったとして、安全配慮義務違反に基づき訴訟を起こした。

原告勝訴(2005年)  
約8,300万円

CASE.4



ほうろう加工メーカーに勤務していた社員が自殺。社長による日常的な暴言、暴行、退職強要等のパワーハラメントが原因であるとして遺族が会社と社長を訴えた。

原告勝訴(2014年)  
約5,400万円

CASE.5



上司としての立場を利用したセクハラにより退職を余儀なくされたとして、人材派遣会社に勤務していた女性が、会社と上司の元専務を訴えた。

原告勝訴(2001年)  
約3,000万円



業務災害補償保険

タフビズ業務災害補償 保険が

## 貴社の業務上 災害による 事故発生時の 対応をバックアップします。

詳しい  
補償内容は  
次のページへ



# 労務リスクへの対応

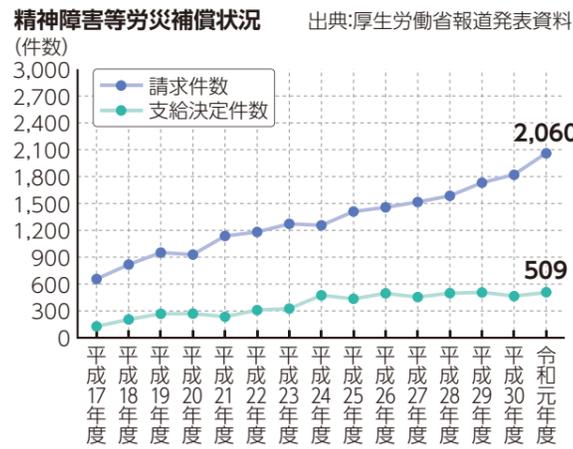
複雑化した労務課題に対応できる保険の選択が求められています。

## メンタルヘルスへの対応

休むんだから、さっさとメンタルを直して仕事に戻らなさい。なんて軽く考えて放置していませんか？

行動予定表	
〇〇	休
〇〇	
〇〇	
〇〇	

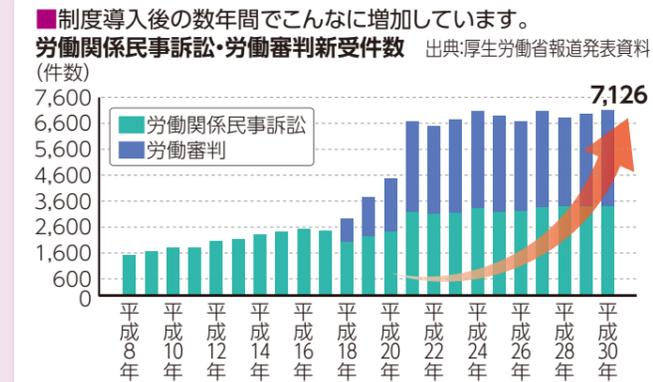
精神障害の労災認定件数は年々増加しています。また、近年の労働関係法令<sup>1</sup>の成立・改正で事業者は、より厳格な労務管理を求められています。



精神障害は放置していると深刻な事態に発展する場合があります。

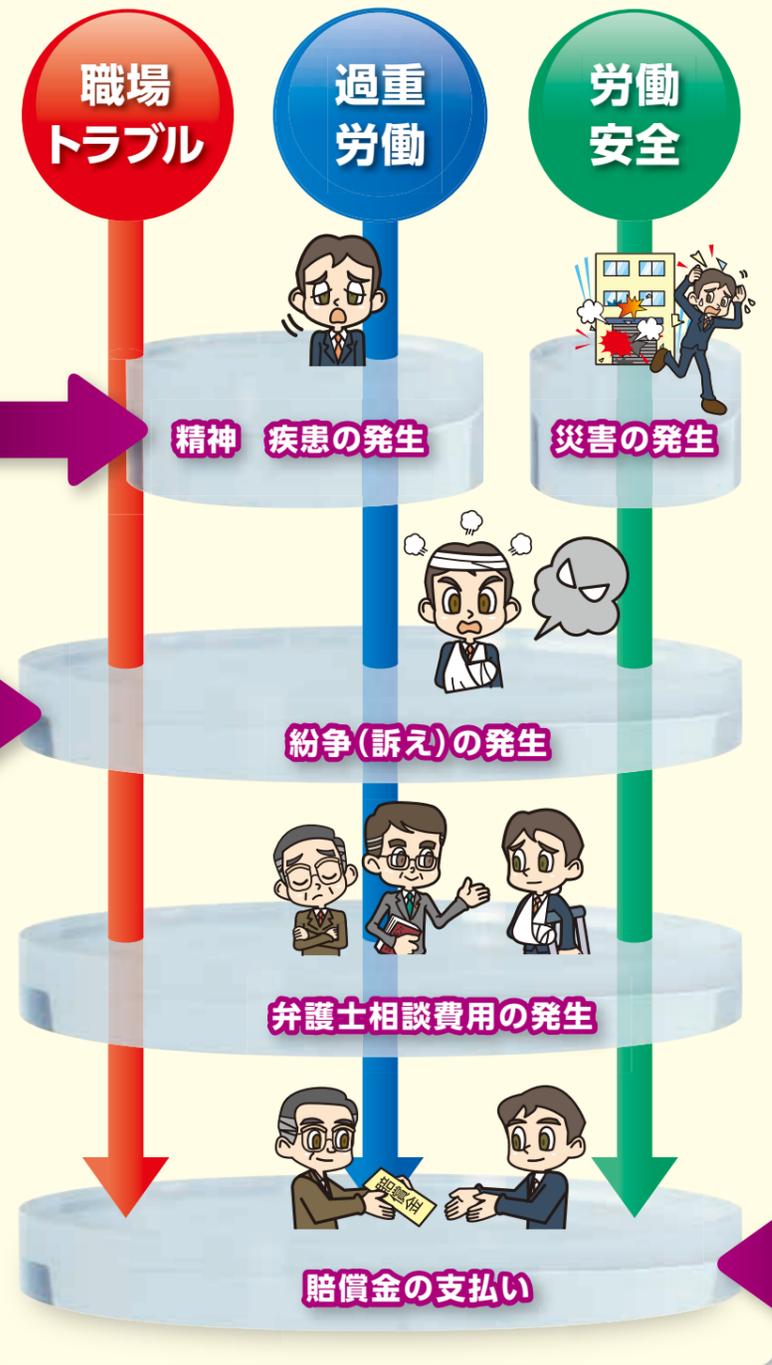
## 雇用トラブルへの備え

労働審判<sup>2</sup>等の紛争解決手段の多様化や雇用問題を取り扱う弁護士<sup>3</sup>の増加などにより、労働紛争は年々増加しています。都道府県労働局に寄せられる民事上の個別労働紛争相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が一番多く、そのような職場での不当行為に業務執行性<sup>3</sup>があると認められれば会社が責任を問われることとなります。



■なかにはこんなケースも... 元従業員から突然の内容証明郵便！

高度化 対応は する企業責任への 万全ですか？



## 高額賠償への備え

業務中の事故で大けがをして後遺障害を負った場合や長時間労働による過労自殺で労災認定された場合などには、企業の負担する賠償額は高額になってきます。

■たとえば、一家の支柱が死亡し、訴訟となった場合  
試算条件 30才 男性 年収500万円 被扶養者2名

**逸失利益** 被災しなければ得られたであろう将来の収入

被害者の立場	生活費控除率
一家の支柱(被扶養者1人)	40%
一家の支柱(被扶養者2人以上)	30%
女子(主婦・独身)	30%
男子(独身等)	50%

収入金額(年収) 500万円  
× (1 - 生活費控除率) 30%  
× ライフニッツ係数 22.167  
= 約7,760万円

年齢	就労可能年数	ライフニッツ係数
20才	47	25.025
30才	37	22.167
40才	27	18.327
50才	17	13.166
60才	12	9.954

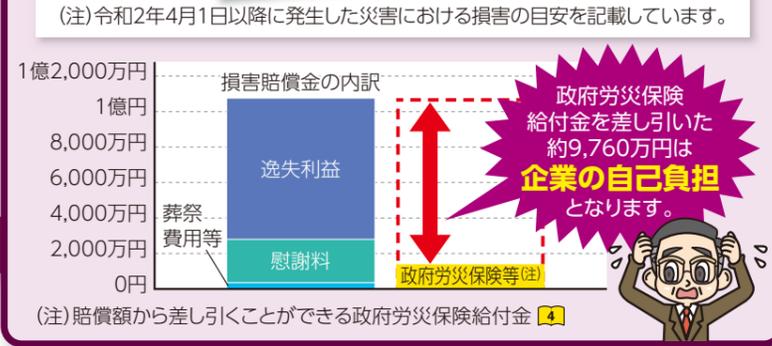
**慰謝料** 精神的苦痛に対する損害

被害者の立場	死亡慰謝料
一家の支柱	2,800万円
母親・配偶者	2,400万円
その他	2,000~2,200万円

= 2,800万円

**葬祭費用等** 被災したことにより、支出を余儀なくされた費用  
治療関係費 葬祭関係費用 弁護士費用 など = 約200万円

損害発生金額 合計 約1億760万円(注)



**03 用語のご説明**

1 近年の労働関係法令	施行年月	法令	改正成立	内容
労働者保護を目的とした右記のような法令の成立・改正により、事業者の管理責務はより厳格化されてきています。	平成18年4月	労働審判法	成立	労働審判制度を新設
	平成20年3月	労働契約法	成立	事業者の「安全配慮義務違反」が明文化
	平成25年4月	労働契約法	改正	有期・無期労働者間の不合理な労働条件相違を禁止
	平成27年12月	労働安全衛生法	改正	労働者の心理的負担把握のためのストレスチェック義務化(50人以上の事業所)
	平成31年4月	労働基準法など	改正	罰則付時間外労働の上限規制など
	令和2年6月	労働施策総合推進法	改正	パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を義務化

**2 労働審判** 労働者と事業者との間に生じた労働関係の紛争を裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とし設けられた制度です。(平成18年4月開始)

**3 業務執行性** 加害者が行った被害者に対する不当行為が、会社の業務の一部または業務に密接に関連する行為として行われたことを指します。業務執行性が認められた場合には、使用者(企業)の責任が問われることとなります。

**4 賠償額から差し引くことができる政府労災保険給付金** 政府労災保険の遺族給付である遺族補償年金は、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。給付の内容は給付基礎日額の最高1,000日分(給付基礎日額1万円の場合は1,000万円)まで選択が可能であり、その場合、給付された一時金は賠償額から差し引くことができます。また、年金給付の場合は遺族が既に受け取った額を賠償額から差し引くことができます。※将来支給される年金は、たとえその支給が確定していても賠償額から差し引くことができないというのが最高裁の判例となっています。(最三小判昭和52年10月25日三共自動車事件)。

**04**

# 業務上災害への補償

補償の対象となる業務従事者の業務に起因するケガや病気により事業者が支出する費用を補償します。

## 基本の補償

業務に起因するケガの補償を  
政府労災認定とは別にお支払いします。(注1)

おすすめ!

### 1 死亡補償保険金

事故日から180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。

### 2 後遺障害補償保険金

事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。

### 3 入院補償保険金(注2)

事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて保険金をお支払いします。

### 4 手術補償保険金

事故日から180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

### 5 通院補償保険金(注3) (実通院のみ)

事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。

### 6 労災認定身体障害 追加補償

政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償対象とします。

### 7 使用者賠償責任補償

業務中に発生した補償対象者の身体の障害により事業者が負担する賠償損害を補償します。

### 8 事業者費用補償(注4)

補償対象者の身体障害などにより、事業者が臨時に負担した葬儀費用などを補償します。

### 9 特定感染症対応費用補償 (事業者費用補償特約用)

補償対象者が特定感染症に感染し、保険期間中に発病した場合に、その発病の日から180日以内に負担した葬儀費用や消毒費用などを補償します。

### 10 コンサルティング 費用補償

補償対象者が業務に従事している間に身体の障害を被ったまたは被ったと疑われる場合に、事業者が負担した弁護士相談費用等のコンサルティング費用を補償します。

### 11 メンタルヘルス 対策費用

政府労災で認定された精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策等にかかった費用を補償します。

### 12 雇用慣行 賠償責任補償(注5)

補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為または第三者が被った第三者ハラスメントに起因して事業者が負担する賠償損害を補償します。

## ワイドプラン

○

○

○

○

○

○

○

○  
(ワイド・実損型)

○

○

○

○

## ベーシックプラン

○

○

○

○

○

○

○

○  
(ベーシック・実損型)

×

○

×

×

## エコノミープラン

○

○

○

○

○

○

×

×

×

×

×

×

## 費用支出の原因となる事故例



1 高所作業中に誤って転落した従業員が死亡した。



2 工場で作業中、機械に巻き込まれて指を切断した。



3 貨物の下敷きとなり全身を強打した従業員が入院した。



4 調理中に大やけどを負った従業員の手術が必要となった。



5 従業員が作業中に転倒し靭帯を損傷、通院した。



6 従業員が脳梗塞を発症、後遺障害が残った。長時間労働が原因であるとして労災認定を受けた。



7 従業員が業務中に死亡、遺族から管理責任を問われた。



8 労災事故により死亡した従業員の葬儀費用を負担、代替者の求人・採用活動を行った。



9 従業員が特定感染症に感染し、発病した。



10 従業員が業務中に負ったケガについて会社の責任の有無などを弁護士に相談した。



11 うつ病で休職していた従業員の職場復帰を支援するための対策を実施した。



12 職場での立場を利用した嫌がらせにより退職せざるを得なくなったとして、会社の管理責任を問われた。

(注1) 保険金のお支払いは、政府労災認定とは連動しないため、政府労災の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。なお、6・11については政府労災の認定を受けたものに限りません。

(注2) 事故日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日が限度となりますが、日数を変更することもできます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注3) 事故日から180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日が限度となりますが、日数を変更することもできます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注4) ベーシックプランとワイドプランで補償範囲が異なります。また、フリープランでは、実損型以外に定額型も選びいただけます。詳細はP13以降の補償内容の詳細をご参照ください。

(注5) 初年度契約の始期日より前に行われた不当解雇等は補償されません。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

ア. 初年度契約の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合

イ. 他の保険会社において、初年度契約の始期日を保険期間の満期日とし、不当行為に起因する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、他の保険会社の保険契約の保険期間中に行われた不当解雇等について損害賠償請求がなされた場合

※他社で保険加入していた証明として他社証券(写)を契約加入時にご提出いただく必要があります。他社証券(写)のご提出がない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

詳細はP13以降の補償内容の詳細をご参照ください。

# 業務上災害への補償

STEP 1 補償のご説明 (概要)

STEP 2 ご契約条件

STEP 3 補償内容の詳細

補償の対象となる業務従事者の業務に起因するケガや病気により事業者が支出する費用を補償します。



## オプション補償

別に定める特約保険料を払い込みいただくことでセットできオプション補償で補償の拡充をご検討ください。

### 特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約

補償対象者が特定感染症に感染し、保険期間中に発病したことにより、記名被保険者が被る損害に対して保険金を支払う特約です。

**業務中・業務外問わず補償!**

**労災認定を待たずに支払い可能!**

- ア. 発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合  
 イ. 発病の日からその日を含めて180日以内に入院した場合  
 ウ. 発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)した場合  
 ※指定感染症に指定されている新型コロナウイルス感染症についても補償対象となります。

#### 具体例



従業員が特定感染症に感染して発病、入院した。(感染経路は特定できなかった。)

る特約があります。ケガや病気などにより以下のような費用負担が発生するケースもあります。

### 特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約

特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約では、従業員等が特定疾病(八大疾病および精神障害)による休業や介護休業を取得した際の企業が負担するさまざまな費用を補償します。

- |               |                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------|
| ① 休職者の社会保険料   | 「健康保険料」「厚生年金保険料」「介護保険料」など休職中にも生じる社会保険料の企業負担分を補償します。 |
| ② 休職者へのお見舞い費用 | 休職者に対して行うお見舞いに関する費用を補償します。                          |
| ③ 求人・採用費用     | 休職している間の代わりに人材を求人・採用するためにかかる費用を補償します。               |
| ④ 代替人材の外注費用   | 休職者の業務を代替するために外注費用(派遣会社への外注費など)を補償します。              |
| ⑤ 職場環境整備費用    | 休職者の復職にあたり、バリアフリー化をするなどの職場環境を整備するための費用を補償します。       |

#### 具体例



従業員がうつ病で長期間休職。代替人材を採用するための費用が発生した。

おすすめ!

その他のニーズに対応する特約

### ①天災危険補償特約 / ②天災危険補償(使用者賠償用)特約

① 普通保険約款で、保険金支払の対象とならない事由として定めている身体障害についても、保険金をお支払いする特約です。



② 「使用者賠償責任補償特約」で保険金支払の対象とならない事由として定めている、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」により被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金をお支払いする特約です。

#### 具体例



業務中の地震発生時、避難誘導が誤っていたために従業員が死亡。安全配慮義務違反を問われ、遺族から損害賠償請求された。

### 被災労働者支援費用補償特約

従業員等が業務中に身体障害を被ることで就業不能となった場合に、事業者が負担する費用を補償する特約です。

#### 【外国人労働者の労災事故時に発生する費用】

項目	費用
療養のために、一時帰国する費用	片道5万円
治療や労災手続等のやり取りにかかる通話料(国際電話)・郵送料	約5万円 (通話は、1か月3時間として計算)
看病を行うために、親族が来日する費用	往復10万円 宿泊費5万円 (看病のため複数日宿泊)

外国人労働者の場合、治療、親族への謝罪・説明を行うにも居住地が遠方となるため、交通費だけでも大きな負担となります。

【同時セットが必須の特約】  
 ・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約  
 ・事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約または事業者費用補償(ワイド・実損型)特約

就業不能とは

身体障害を被り、その治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就いていた業務または職務を果たす能力を全く失っている状態をいい、補償対象者が業務または職務に従事した場合等を除きます。例えば、身体障害を被ったため出勤できず在宅勤務をする場合は、「就業不能」には該当しません。

#### 具体例



外国人従業員が労災事故により入院し就業不能となり、生活補助のため来日した親族の交通費等が発生した。

基本の補償内容を拡大する特約

### 医療費用補償保険金

医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために負担した費用を補償します。



治療のため医師の指示により精密検査を行い、医療器具を購入した。

### フルタイム補償

業務外において発生した事故による身体障害に対して保険金をお支払いします。



役員が休日にケガをして、その治療のための費用を負担した。

### 休業補償保険金

身体障害により、事故日から180日以内に就業不能となった場合に、補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。



長期間の入院により有給休暇を消化、一家の収入が減少した。

### 退院時一時補償保険金

15日以上入院した後に退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合に退院時一時補償保険金をお支払いします。(注)



退院時に車いすを使用しており、帰宅の際にタクシーを利用するなどの出費がかさんだ。

### 入院時一時補償保険金

2日以上入院した場合に入院時一時補償保険金をお支払いします。(注)



ケガのため入院することになり、必要なものを購入した。

### 長期療養補償保険金

入院日数が60日または120日を超えた場合に長期療養補償保険金をお支払いします。(注)



長期入院のため、見舞いに来る家族の交通費などの出費がかさんだ。

(注) 入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。

経営者、人事労務担当者が抱える課題を以下のサービスでサポートします。

## 人事労務担当者向けサービス

## メンタルヘルスサポート

ご利用時間 平日 10時～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)

労災で増加傾向のメンタルヘルス問題の解決に向け、支援します。

メンタルヘルス  
職場サポート

メンタルヘルスに関する職場へのサポートや環境改善などについて臨床心理士等が電話でアドバイスします。

メンタルヘルス  
休職・復職サポート

従業員の休職・復職に関するご相談に、メンタルヘルスの視点から臨床心理士等が電話でアドバイスします。

メンタルヘルス  
労働安全衛生  
情報提供サービス

お客さまのご希望により、安全衛生委員会等で必要なメンタル関連情報を四半期ごとに配信します。

## 経営者向けサービス

## 経営セカンドオピニオン

ご利用時間 平日 13時～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)

法律・税務・人事労務などの経営に関する相談に対応します。

## 法律のご相談



取引先やお客さまとのトラブル、その他の法律問題に関するご相談に、弁護士が電話でアドバイスします(予約制)。

## 税務のご相談



会社経営や事業承継などの税務に関するご相談に、税理士が電話でアドバイスします(予約制)。

## 人事労務のご相談



雇用や労働条件などの人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

■サービスをご利用いただける方は、保険契約者となります。ただし、保険契約が団体契約等の場合、被保険者も対象となります。なお、経営セカンドオピニオンについては、保険契約者または被保険者が法人の場合は、その法人の代表者となります。(注)法人の代表者から委任を受けた担当者の方もご利用いただけます。

■サービスは日本国内のご相談が対象となります。

■経営セカンドオピニオンのご利用は、メニュー(項目)ごとに保険期間中それぞれ5回までとなります(予約制)。

■保険金請求にかかわる事故等のご相談、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

■一般的なご質問については、専門のスタッフが応答する場合があります。

■サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

■サービスはあいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ業務災害補償保険普通保険約款・特約集」でご確認ください。

「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約には以下のサービスを提供します。

## 「ストレスチェックサポート」のご案内

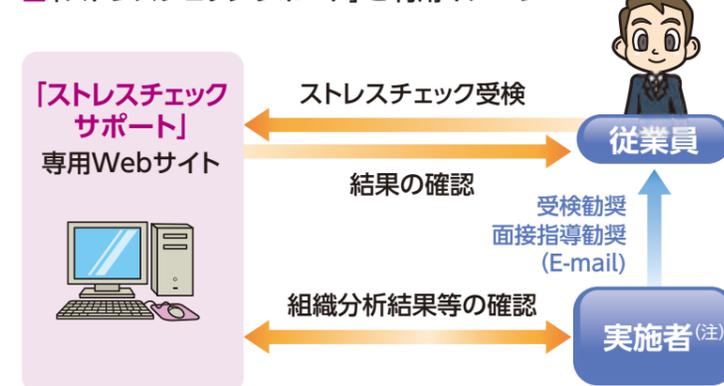
ストレスチェック制度に示される「ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査)」を実施するためのWeb環境(受検～結果出力)を無償でご提供するサービスです。

## サービスの特長

- 厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)に準拠しています。
- 会社のPC以外に、自宅や出向先のPCやスマートフォン等でも利用可能です。
- ストレスチェック未実施者への実施勧奨メールを送信する機能など、実施者(医師・保健師等)向けの管理機能が充実しています。

【ご注意】 ■「ストレスチェックサポート」は、あいおいニッセイ同和損保が委託する提携サービス会社をご提供します。  
■「ストレスチェックサポート」は、Webによりご提供します。使用機器や通信環境、ブラウザやセキュリティの設定等、ご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。  
■社内でPCを共有する際は保存先を区分する等、個人情報の保護にご注意ください。  
■「ストレスチェックサポート」は、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。  
■「ストレスチェックサポート」に関する詳細は、ご契約後にお渡しする「ストレスチェックサポート」サービスガイドでご確認いただくか、弊社営業担当者までご連絡ください。

## ■「ストレスチェックサポート」ご利用イメージ



(注) 実施者とは、労働安全衛生法で規定される「医師・保健師その他厚生労働省令で定められた実際にストレスチェックを実施する方」をいいます。

「ストレスチェックサポート」をご利用  
いただくための事前準備について

労働安全衛生法に則ったストレスチェックの実施には、お客さま(企業)側で以下の体制整備が必要となります。

ストレスチェック実施前の  
衛生委員会等での調査審議や  
方針表明、従業員への周知

ストレスチェックの実施者(医師・保健師等)、  
実施事務従事者、実務担当者の選定

面接指導を行う医師の選定

# ご契約にあたって

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。



## 保険料について

割引制度をご利用いただくと、保険料がおトクになります。

「タフビズ業務災害補償保険」には下記のとおり、各種保険料割引制度があります。詳細につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

### リスク診断割引

保険申込書の「リスク評価に関わるご質問」に記載された質問項目<sup>(注1)</sup>にご回答いただくことにより、**最大25%**<sup>(注2)</sup>までの割引を適用します。



### 損害率による割増引

過去一定期間の保険料とお支払いした保険金の合計の割合等に応じて、割増または割引を適用します。

前年無事故なら  
保険料割引が  
適用されます!



### 初年度メリット割引

新規契約に限り、保険申込書の「リスク評価に関わるご質問」に記載された質問項目にご回答いただくことにより、**最大30%**までの割引を適用します。

### 被保険者数割引

1保険契約における被保険者数に応じて、割引を適用します。

(注1)「保険契約締結時点の自動車保険の割引率」や、「安全衛生管理規定の作成状況」などの項目があります。

(注2) 回答内容によっては最大20%となります。

## 最低保険料

最低保険料は1保険契約につき5,000円となります。

## 保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時に指定いただいた方法により、後日、保険料を払込みいただけますので、ご契約時に現金を用意いただく必要はありません。次のとおりキャッシュレスで払い込んでいただけます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただけます<sup>(注1)</sup>。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください<sup>(注2)</sup>。

[○: 選択できます ×: 選択できません]

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払 <sup>(注3)</sup>	大口分割払 <sup>(注4)</sup>	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○ <sup>(注6)</sup>	○ <sup>(注6)</sup>	○
払込票払 <sup>(注5)</sup>	×	×	○

(注1) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2) お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込む方法と所定の分割回数で払い込む方法をご選択いただけます。

(注3) 保険料割引が適用されます。

(注4) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5) 保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6) 初回保険料のみ選択できます。

## ご契約にあたってお読みいただきたいこと

### 契約方式

下記5パターンの契約方式があります。

#### 売上高方式

#### 売上高方式:

保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高」をもとに算出した保険料によりご契約いただく方式です。

#### 人数方式:

保険契約締結時に把握可能な補償対象者の「人数」をもとに算出した保険料によりご契約いただく方式です。人数方式には、さらに以下の4方式があります。

〈在籍者人数方式〉在籍者人数により保険料を算出します。  
〈労働日数方式〉年間総労働日数より換算した人数により保険料を算出します。  
〈労働時間方式〉年間総労働時間より換算した人数により保険料を算出します。  
〈最大稼働人数方式〉最大稼働人数により保険料を算出します。

#### 人数方式

在籍者人数方式

労働日数方式

労働時間方式

最大稼働人数方式

### 保険契約者

法人、個人事業主、下請業者の団体、同一業種の団体等、事業者または事業者の団体のお客さまが保険契約者となります。

※一人親方など、個人事業主本人のみを補償対象者とする契約の引受けはできませんのでご注意ください。

### 記名被保険者<sup>(注)</sup>

次の条件を満たす事業者のお客さまが記名被保険者となります。

(注) 記名被保険者とは被保険者(保険契約により補償を受けられる方)のうち保険証券に記載された方をいいます。

	売上高方式	人数方式
ご契約の対象となる方	日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者	
ご契約の対象となる売上高	100億円以下	制限なし

※1 売上高方式は、年間売上高100億円以下のお客さまを対象としています。年間売上高が100億円を超えるお客さまや一部の補償対象者を除外する場合、補償対象者の一部のみ対象とする場合は人数方式でご契約ください。

※2 新設法人等で、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高」が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての「売上高」・「完成工事高」の総額(以下、「事業計画値」といいます)を「売上高」・「完成工事高」として保険料を算出します(事業計画値が100億円以下である場合に限り)。

### 補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。補償対象者の各区分は下表のとおりとなります。

ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とすることはできませんのでご注意ください。



例えば、下記の方は補償対象者に含めることができません。

シルバー人材センターの会員・登録者、愛好会・クラブ等の会員、労働組合の組合員 など

#### 売上高方式

右表の区分I~IVすべての方が補償対象者となります(区分を限定してお引受することはできません)。

#### 人数方式

右表の区分I~IVの範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます(区分I~IVの項目に限らず、役職名等の基準により補償対象者の範囲を設定することが可能です)。

補償対象者区分	内容
I 役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます)
II 従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)
III 下請負人等	〈記名被保険者が建設業者の場合〉下請負人 <sup>(注1)</sup> およびその役員等および従業員 〈記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合〉備車運転者 <sup>(注2)</sup> およびその役員等および従業員
IV 派遣、委託業者等	I~III以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する方

(注1) 建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。(注2) 備車運転者は1次下請(1次委託)人に限ります。

### 保険期間

保険期間は1年間です。

### 補償保険金

補償保険金<sup>(注)</sup>にてお支払いする保険金は、ご契約いただく支払限度額(補償額)にかかわらず以下のいずれかが限度となります。

① 記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合  
記名被保険者がその規定等に基づき補償対象者または遺族に支給するべき金額

② 記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合  
記名被保険者が補償対象者または遺族に支給するものとして保険証券に記載された金額

(注) 補償内容の詳細 お支払いする保険金および費用保険金のご説明 ■ 基本構成の補償内容、■ 保険金の種類を追加する主な特約 ① 被保険者が支出する補償金に関する特約に記載された各特約にてお支払いする保険金をいいます。

# 補償内容の詳細①

## お支払いする保険金および費用保険金のご説明

タフビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)普通保険約款、業務災害補償保険追加特約、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、追加特約およびそれぞれの特約をご参照ください。

### 1 基本構成(業務災害補償保険普通保険約款、業務災害補償保険追加特約および各種特約)の補償内容

補償対象者が被保険者の業務(以下「業務」といいます)に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害(以下「損害」といいます)に対して、この普通保険約款およびこの保険契約にセットされた特約の規定に従い、保険金をお支払いします。

- ※1「身体障害」とは、傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。  
 ※2「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を記名被保険者の業務に起因して業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限ります。  
 (注)中毒症状とは、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。  
 ※3「業務に起因して発生した症状」とは、補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病等(職業性疾病のほか、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、またはかぜ症候群をいいます)を除きます。

①偶然かつ外来の原因によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

- ※4「補償対象者」とは、次のいずれかに該当する方のうち保険証券記載の方をいいます。ただし、記名被保険者の業務に従事しない方を除きます。  
 ①記名被保険者(保険証券に記載された被保険者をいいます)の役員等(事業主または役員をいいます)  
 ②記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)  
 ③記名被保険者が建設業者の場合は下請負人、貨物自動車運送事業者の場合は備車運転者  
 ④上記①～③以外で、専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する方  
 ※5「保険金をお支払いする主な場合」に記載の「補償金」とは、記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭(注)をいい、名称を問いません。  
 (注)金銭とは、記名被保険者が災害補償規定等に定めている補償金の場合、記名被保険者がその規定に基づき補償対象者または遺族に支給すべき金額が限度となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合										
<b>死亡補償保険金</b> 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ※「死亡補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が保険期間中の事故による身体障害(注)のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注)死亡補償保険金については、普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状をいいます。 <保険金支払対象となる症状> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th> <th>具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線の作用</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧の作用</td> <td>潜函病(減圧病)</td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝露</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table> <p>●お支払いする保険金の額</p> 死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。 ※保険期間中に、同一補償対象者に対して既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額からその額を差し引きます。	外因の分類項目	具体的な症状の例	熱および光線の作用	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	潜函病(減圧病)	低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病	<死亡補償保険金から通院補償保険金まで共通> (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(ただしテロ行為等を除きます) ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤上記②から④までの事由に伴って生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由 ⑥上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦風土病 ⑧職業性疾病等 ⑨補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑩補償対象者に対する刑の執行 (2) 次のいずれかに該当する身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ②補償対象者の自殺行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ③補償対象者の犯罪行為または闘争行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ④補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
外因の分類項目	具体的な症状の例											
熱および光線の作用	熱射病、日射病											
気圧または水圧の作用	潜函病(減圧病)											
低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症											
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病											
<b>後遺障害補償保険金</b> 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ※「後遺障害補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ●お支払いする保険金の額 次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害補償保険金支払限度額</td> <td>×</td> <td>約款所定の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合(4～100%)</td> </tr> </table> <p>※1 保険期間を通じ、同一の補償対象者に対し合算して死亡・後遺障害補償保険金支払限度額が限度となります。            ※2 「後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされた場合、身体障害を被った補償対象者に発生した後遺障害について、後遺障害に対する保険金支払割合が「42%以上」となるときに限り、後遺障害補償保険金をお支払いします。</p>	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額	×	約款所定の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合(4～100%)								
死亡・後遺障害補償保険金支払限度額	×	約款所定の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合(4～100%)										

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合						
<b>入院補償保険金</b> 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ※「手術補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ●お支払いする保険金の額 次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>入院補償保険金支払限度日額</td> <td>×</td> <td>入院した日数</td> </tr> </table> <p>※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</p>	入院補償保険金支払限度日額	×	入院した日数	イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ⑤補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失による補償対象者本人の身体障害。ただし、その身体障害が業務に起因して発生した症状の場合、この規定を適用しません。 ⑥補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ⑦補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合を除きます。 ⑧次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、補償対象者本人が被った身体障害 ア. 補償対象者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間 イ. 補償対象者が次の(ア)から(ウ)に掲げるいずれかに該当する間 (ア) 乗用具(注1)を用いて競技等(注2)をしている間。ただし、下記(ウ)に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払いします。 (イ) 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記(ウ)に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。 (ウ) 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 (注1) 自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。以下同様とします。 (注2) 競技、競争もしくは興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦をいいます。以下同様とします。			
入院補償保険金支払限度日額	×	入院した日数						
<b>手術補償保険金</b> 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ※「手術補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※手術とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術 ② 先進医療(注1)に該当する診療行為(注2) (注1) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注2) 先進医療に該当する診療行為とは、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 ●お支払いする保険金の額 次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 <table border="1"> <tr> <td>入院補償保険金支払限度日額</td> <td>×</td> <td>10</td> </tr> </table> ② 上記①以外の手術 <table border="1"> <tr> <td>入院補償保険金支払限度日額</td> <td>×</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>※1 入院中とは、手術を受けた身体障害の治療のために入院している間をいいます。            ※2 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p>	入院補償保険金支払限度日額	×	10	入院補償保険金支払限度日額	×	5	
入院補償保険金支払限度日額	×	10						
入院補償保険金支払限度日額	×	5						
<b>通院補償保険金</b> 通院補償保険金支払特約	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、通院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※現実にもしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。 ●お支払いする保険金の額 次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>通院補償保険金支払限度日額</td> <td>×</td> <td>通院した日数</td> </tr> </table> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。            ※2 「通院補償金支払に関する特約」がセットされた場合、通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の身体傷害を被った約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	通院補償保険金支払限度日額	×	通院した日数				
通院補償保険金支払限度日額	×	通院した日数						

# 補償内容の詳細②

## 2 補償内容を縮小・拡大する主な特約

特約名	特約の主な内容
フルタイム補償特約	補償対象者が業務に従事していない間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が費用を支出することによって被る損害に対しても、保険金をお支払いします。
天災危険補償特約	普通保険約款およびコンサルティング費用補償特約で保険金の支払対象とならない、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金 <sup>(注)</sup> をお支払いします。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由 (注) 次の保険金を支払います。 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金、通院補償保険金、事業者費用補償保険金、コンサルティング費用補償保険金、疾病・介護休業時対応費用補償保険金、被災労働者支援費用補償保険金、医療費用補償保険金、入院時一時補償保険金、退院時一時補償保険金、長期療養補償保険金、休業補償保険金、部位・症状別補償保険金
労災認定身体障害追加補償特約	労災保険法等によって給付が決定された場合に、普通保険約款で保険金支払の対象とならない事由として定める次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ①補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失 ②補償対象者の自殺行為
特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約	補償対象者が身体障害 <sup>(注1)</sup> を被り、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、この保険契約の始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症による損害に対しては、保険金を支払いません(この保険契約が継続契約 <sup>(注2)</sup> である場合を除きます)。 ①後遺障害が生じた場合 ②入院した場合 ③通院した場合 (注1)業務中、業務外を問わず特定感染症に感染し、保険期間中に特定感染症が発病した状態をいいます。 (注2)この特約をセットした普通保険約款に基づく当社との保険契約の満期日を始期日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。 なお、下記の特約がセットされている場合、この特約での取扱いにご注意ください。 ・入院補償保険金の支払限度日数または通院補償保険金の対象期間を延長する特約がセットされている保険契約でも、この特約による入院保険金支払限度日数および通院補償保険金対象期間は延長されません。 ・「入院補償保険金および通院補償保険金の7日間2倍支払特約」または「入院補償保険金の7日間2倍支払特約」がセットされている保険契約でも、この特約による入院補償保険金および通院補償保険金は2倍支払の対象となりません。 ・この特約がセットされていても、「休業補償保険金支払特約」、「医療費用補償保険金支払特約」は特定感染症による発病については支払の対象となりません。
職業性疾病補償特約	労災保険法等によって給付が決定された場合の職業性疾病に対して保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに起因する身体障害については、保険金を支払いません。 ①石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 ②石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性 ③化学物質にさらされる業務による胆管がん ④粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの <sup>(注)</sup> をいいます。 (注)補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なものとは、振動症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。
日本国内発生事故のみ補償特約	日本国内において生じた事故による損害に対してのみ保険金をお支払いします。
自動車搭乗中補償対象外特約	記名被保険者の所有、使用または管理する自動車(原動機付自転車を含みます)に業務従事中(通勤途上は除きます)に搭乗している間に、補償対象者が被った身体障害について記名被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。
業務による疾病補償対象外特約	補償対象者の身体障害が①の※3「業務」に起因して発生した症状 <sup>(注)</sup> または①の死亡補償保険金(死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)の「保険金をお支払いする主な場合」の(保険金支払対象となる症状)である場合に、記名被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

## 3 通院補償保険金の支払方法を変更する主な特約

特約名	特約の主な内容
通院補償金支払に関する特約	通院補償保険金支払特約に規定する通院の日数に、次の日数を含めます。 補償対象者が通院しない場合において、骨折、脱臼、靱帯損傷等の身体障害を被った1. ～3. に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(注)</sup> を常時装着していた日数 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等 <sup>(注)</sup> を装着した場合に限ります。 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等 <sup>(注)</sup> を装着した場合に限ります。 (注)ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

## 4 保険金の種類を追加する主な特約

### ①被保険者が支出する補償金に関する特約

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
医療費用補償保険金支払特約	医療費用補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合に、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用について、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	①の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合			
		<p>①補償対象者が治療のために病院等(病院または診療所をいいます)に支払った費用(公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をいいます)</p> <p>②入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費。ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限り、損害の額をお支払いします。</p> <p>③医師の指示により行なった治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用 ※差額ベッド代や転院は、医師の指示によるものに限ります。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>一回の事故および補償対象者1名につき、保険証券記載の医療費用補償保険金支払限度額または前記①～③の費用の額のいずれか低い額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>ただし、費用のうち次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用から差し引くものとします。</p> <p>①公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、補償対象者に対して行われる治療に関する給付(公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を負担した補償対象者に対して、その負担した一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます)</p> <p>②補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金</p> <p>③補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます)</p>	①の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。			
入院時一時補償保険金支払特約	入院時一時補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、①に規定する入院補償保険金が支払われ、かつ、その治療のため、1日を超えて入院した場合に記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※入院した初日に退院した場合には保険金をお支払いできません。				
		●お支払いする保険金の額				
		1回の事故につき補償対象者1名ごとに、入院時一時補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。				
退院時一時補償保険金支払特約	退院時一時補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、①に規定する入院補償保険金が支払われ、かつ、14日を超えて入院した後、生存して退院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※入院に該当する日数が365日を超えた場合は、生存している状態で退院しているものとみなします。				
		●お支払いする保険金の額				
		1回の事故につき補償対象者1名ごとに、退院時一時補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。				
長期療養補償保険金支払特約	長期療養補償保険金	補償対象者が被った身体障害の治療のため、入院等の状態 <sup>(注)</sup> に該当し、その日数が60日または120日を超えた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注)入院等の状態とは、①に規定する入院補償保険金の支払事由に該当した状態をいいます。				
		●お支払いする保険金の額				
		①入院日数が60日を超えた場合 1回の事故につき補償対象者1名ごとに、長期療養補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。				
		②入院日数が120日を超えた場合 1回の事故につき補償対象者1名ごとに、長期療養補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。				
		※1 1事故につき、①と②それぞれ1回のお支払いに限り、前記の入院とあわせて入院日数を数えます。				
休業補償保険金支払特約	休業補償保険金	補償対象者が被った身体障害のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能 <sup>(注)</sup> となった場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注)就業不能とは、身体障害を被り、その治療のため入院または治療を要したことにより、就いていた業務または職務に全く従事できない状態をいいます。ただし、下記の場合は、就業不能とはいいません。 ①身体障害を被った時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合 ②他の業務または職務に従事した場合 ③身体障害が治癒したことが確認できた場合 ④身体障害で死亡された場合				
		●お支払いする保険金の額				
		次の額を限度に、損害の額をお支払いします。				
		<table border="1"> <tr> <td>休業補償保険金支払限度日額</td> <td>×</td> <td>就業不能期間の日数</td> </tr> </table>	休業補償保険金支払限度日額	×	就業不能期間の日数	
休業補償保険金支払限度日額	×	就業不能期間の日数				
		〈お申出により休業補償保険金に代えて休業一時補償保険金をお支払いする場合〉				
		<table border="1"> <tr> <td>部位・症状に応じ約款所定の休業一時補償保険金の額</td> </tr> </table>	部位・症状に応じ約款所定の休業一時補償保険金の額			
部位・症状に応じ約款所定の休業一時補償保険金の額						

# 補償内容の詳細③

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合				
部位・症状別補償保険金支払特約	部位・症状別補償保険金	<p>補償対象者が被った身体障害の直接の結果として治療をした場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>① 治療日数の合計が5日以上の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>部位・症状別補償 保険金支払限度額</td> <td>×</td> <td>約款所定の部位・症状別 補償保険金支払倍率(5倍～120倍)</td> </tr> </table> <p>② 治療日数の合計が1日以上5日未満の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>部位・症状別補償保険金支払限度額</td> </tr> </table> <p>※1 同一事故により補償対象者が被ったケガの部位または症状が約款所定の複数の項目に該当する場合は、そのうち最も高い支払倍率を乗じます。 ※2 「治療日数」とは、事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院または通院された日数をいいます。</p>	部位・症状別補償 保険金支払限度額	×	約款所定の部位・症状別 補償保険金支払倍率(5倍～120倍)	部位・症状別補償保険金支払限度額	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。
部位・症状別補償 保険金支払限度額	×	約款所定の部位・症状別 補償保険金支払倍率(5倍～120倍)					
部位・症状別補償保険金支払限度額							

## ②被保険者が支出するその他の費用に関する特約

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約	事業者費用補償保険金	<p>補償対象者が身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、記名被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>① 葬儀、香典、花代、弔電等の補償対象者の葬儀に関する費用 ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用 ③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ⑤ その他死亡補償保険金または後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、コンサルティング費用補償特約で補償される費用を除きます。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき、事業者費用補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。ただし、事業者が負担した費用のうち、補償対象者の遺族または補償対象者に支払われる費用は1災害につき補償対象者1名ごとに100万円が限度となります。</p>	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。
事業者費用補償(ワイド・実損型)特約	事業者費用補償保険金	<p>補償対象者に次の(1)または(2)のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に下記①～⑥の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合 (2) 雇用慣行賠償責任補償特約に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(日本国内においてなされた不当行為または第三者ハラスメントに起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りします。)</p> <p>① 葬儀、香典、花代、弔電等の補償対象者の葬儀に関する費用 ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用 ③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ⑤ 記名被保険者の信頼回復のための広告宣伝活動等の費用 ⑥ その他セットされる特約等の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、コンサルティング費用補償特約で補償される費用を除きます。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき、事業者費用補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。ただし、事業者が負担した費用のうち、補償対象者の遺族または補償対象者に支払われる費用は1災害につき補償対象者1名ごとに100万円が限度となります。</p>	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、左記(2)に規定する事象については、「雇用慣行賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)の①から④に同じとなります。
特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約)特約	事業者費用補償保険金	<p>補償対象者<sup>(注1)</sup>が業務中、業務外を問わず特定感染症<sup>(注2)</sup>に感染し、保険期間中に特定感染症を発病した場合に、その発病の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が負担した、葬儀費用や花代、事業場の消毒費用、補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用、補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した求人・採用等に関する費用以外の費用または事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用、その額および使途が</p>	1の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、この保険契約の保険期間の始期日の翌日から起算して14日以内に特定感染症を発病したことによる損害については事業者費用補償

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合								
※事業者費用補償(ワイド・実損型)特約をセットする場合に自動セットされます。		<p>社会通念上妥当な費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険証券記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)をいいます。 (注2) 次のいずれかの感染症をいいます。 ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限りします。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>一連の特定感染症の発病につき、保険証券記載の事業者費用補償(ワイド・実損型)特約の支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。</p>	<p>保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約<sup>(注1)</sup>である場合を除きます。</p> <p>(注1) 継続契約とは、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約をセットした普通保険約款に基づく当社との保険契約(以下「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約セット業務災害補償保険契約」といいます。)の満期日<sup>(注2)</sup>を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする事業者費用補償(ワイド・実損型)特約セット業務災害補償保険契約をいいます。</p> <p>(注2) 満期日とは、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約セット業務災害補償保険契約が、満期日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。</p>								
事業者費用補償(定額型)特約	事業者費用補償保険金	<p>補償対象者が身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金(第1級～第7級)が支払われる場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>事業者費用補償保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡補償保険金</td> <td>補償対象者1名につき100万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害補償保険金 (後遺障害第1級から第3級までの場合)</td> <td>補償対象者1名につき25万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害補償保険金 (後遺障害第4級から第7級までの場合)</td> <td>補償対象者1名につき15万円</td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類	事業者費用補償保険金の額	死亡補償保険金	補償対象者1名につき100万円	後遺障害補償保険金 (後遺障害第1級から第3級までの場合)	補償対象者1名につき25万円	後遺障害補償保険金 (後遺障害第4級から第7級までの場合)	補償対象者1名につき15万円	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。
保険金の種類	事業者費用補償保険金の額										
死亡補償保険金	補償対象者1名につき100万円										
後遺障害補償保険金 (後遺障害第1級から第3級までの場合)	補償対象者1名につき25万円										
後遺障害補償保険金 (後遺障害第4級から第7級までの場合)	補償対象者1名につき15万円										
コンサルティング費用補償特約	コンサルティング費用補償保険金	<p>次の(1)または(2)のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者が日本国内で行うコンサルティングに関する費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限りします。</p> <p>(1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体の障害<sup>(注)</sup>を被った場合(業務に従事している間に身体の障害<sup>(注)</sup>を被ったと疑われる場合を含みます) (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に基づき、損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(日本国内においてなされた不当行為または第三者ハラスメントに起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りします。)</p> <p>(注) 身体の障害とは、傷害または疾病(風土病および職業性疾患を除きます)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき100万円を限度に、損害の額をお支払いします。</p>	「使用者賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)および「雇用慣行賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)の①から③に同じとなります。								
メンタルヘルス対策費用特約	メンタルヘルス対策費用保険金	<p>労災保険法等によって給付が決定した精神障害により補償対象者が休職した場合に、その補償対象者が職場復帰するために記名被保険者が以下のいずれかの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限りします。</p> <p>① 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用 ② 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>1回の事故につき補償対象者1名ごとに100万円を限度に、損害の額をお支払いします。</p>	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。								

# 補償内容の詳細④

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
特定疾病 (八大疾病および精神障害) ・介護休業時 対応費用 補償特約	疾病・介護休業時 対応費用補償 保険金	<p>補償対象者(注1)が、対象疾病を発病した場合または対象親族の介護のために介護休業を取得した場合により補償対象者が保険期間中に休業を開始し、その休業が開始した日からその日を含めて連続して休業した期間が31日以上となる場合に、記名被保険者が次の費用(注2)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①補償対象者に対する社会保険料 ②補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ③補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記②以外の費用 ④補償対象者が職場に復帰するにあたり、業務の遂行を支援するために要した職場環境整備費用 ⑤補償対象者のお見舞いに関する費用。ただし、記名被保険者または事業主の対象親族である補償対象者に支払う費用は除きます。 ⑥記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した日本国内で行う次のいずれかに該当するコンサルティング(コンサルティング事業者が行う支援、指導または助言業務をいいます。)(注1)に関する費用。ただし、通常支出している人件費や弁護士顧問料等を除きます。 ア. 補償対象者が休業したことに関する相談等対応 イ. 再発防止対応</p> <p>(注1) 保険証券記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員(役員等および使用人をいいます)をいいます。本特約において、同様とします。 (注2) その額および使途が社会通念上妥当な費用をいい、休業期間に要した費用に限ります。ただし、補償期間を限度とします。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき、補償期間中100万円を限度とします。ただし、上記③から⑤までの費用については、それぞれ補償対象者1名あたり次の額を限度とします。 上記③の費用:20万円限度 上記④の費用:20万円限度 上記⑤の費用:10万円限度 なお、③から⑤までの限度額は、100万円の限度額に含まれるものとします。</p>	<p>1の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、対象親族の介護のために介護休業を取得した場合については、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>①介護対象者の故意または重大な過失 ②介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ④治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑤介護対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p>
被災労働者 支援費用 補償特約	被災労働者 支援費用補償 保険金	<p>保険期間中に補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として事故発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に記名被保険者が次の費用(注1)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①被災労働者が療養のため、または離職したことにより対象親族の住所へ移転する場合、および、就業不能が終了し記名被保険者の業務に再び従事するために対象親族の住所から被災労働者の居住地(注2)へ赴く場合における、次の移動費用。ただし、1回の就業不能につき、1回を限度とします。 ア. 交通費 イ. 被災労働者の居住地(注2)と対象親族の住所との間の行程における宿泊施設の客室料 ウ. 渡航手続費 ②被災労働者への書類送付等の郵送料および国際電話料 ③被災労働者の就業不能期間中、対象親族が被災労働者の居住地(注2)に滞在する場合の次の費用。ただし、1回の就業不能につき、1回を限度とします。 ア. 被災労働者の居住地(注2)までの往復の交通費 イ. 被災労働者の居住地(注2)までの行程における宿泊施設の客室料 ウ. 被災労働者の居住地(注2)に滞在している期間における宿泊施設の客室料 エ. 渡航手続費 オ. 通訳雇入費 ④記名被保険者の役員・使用人またはこれらの代理人を、被災労働者の居住地(注2)および対象親族の住所(以下、本条において「現地」とします。)に派遣した場合の次の費用。 ア. 交通費 イ. 現地までの行程における宿泊施設の客室料 ウ. 現地に滞在している期間における宿泊施設の客室料 エ. 渡航手続費 オ. 通訳雇入費 カ. その他事前に当社が認めた派遣に必要な費用</p> <p>(注1) その額および使途が社会通念上妥当な費用をいいます。ただし、就業不能となった日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 (注2) 被災労働者が身体障害を被り就業不能となった時点における居住地をいいます。なお、就業不能となってから記名被保険者の業務に再び従事するまでに居住地が変更となった場合は、変更後の居住地を含みます。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>1回の事故につき補償対象者1名ごとに次の額を限度とし、上記①から④までの金額の合計は100万円を限度とします。 上記①の費用:30万円限度 上記②の費用:20万円限度 上記③の費用:30万円限度 上記④の費用:20万円限度</p>	<p>1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
使用者賠償 責任 補償特約	使用者賠償 保険金	<p>補償対象者が保険期間中に業務に従事している間に被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、その損害賠償責任額が、次の①から③までの金額の合計額を超える場合、正味損害賠償金額を、保険金としてお支払いします。</p> <p>①労災保険法等により給付されるべき金額(「特別支給金」を含みません) ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③次のいずれかの金額 ア. 被保険者が災害補償規定等を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 イ. 被保険者が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約が付帯された保険契約の保険金の支払により法律上の損害賠償責任を免れる金額</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>損害賠償責任額が、上記の①から③までの金額の合計額を超える場合に保険証券記載の支払限度額を限度に、被保険者の数にかかわらず、補償対象者1名および1回の災害につき正味損害賠償金額をお支払いします。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤上記②から④までの事由に伴って生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合、または災害補償規定等がある場合、その契約または規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ②被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</p> <p>(3) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p>
	使用者費用 保険金	<p>補償対象者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害に関して、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ②被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③当社の要求に従い、当社に協力するために要した費用 ④被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、権利の保全または行使に必要な手続きのために要した必要または有益な費用</p> <p>※1 この特約において、「身体の障害」とは、傷害または疾病(風土病および職業性疾病は除きます)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 ※2 この特約において、「被保険者」とは、次のいずれかに該当する方とします。ただし、②に規定する方については、記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限り、 ①記名被保険者 ②記名被保険者の役員等 ※3 記名被保険者が建設業者の場合で、かつ記名被保険者の下請負人の役員等または使用人が補償対象者であるときは、この特約の被保険者には、次に該当する方を含みます。ただし、記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限り、 ①記名被保険者の下請負人 ②上記①の役員等</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>上記の①から④のいずれかに該当する費用を支出したことによって被る損害に対し、使用者費用保険金をお支払いします。 保険証券記載の支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、上記の①および②の費用については、正味損害賠償金額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の正味損害賠償金額に対する割合によって、お支払いします。</p>	

# 補償内容の詳細⑤

特約名	特約の主な内容
天災危険補償 (使用者賠償用)特約	使用者賠償責任補償特約で保険金支払の対象とならない事由として定めている、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金をお支払いします。なお、お支払いする保険金の額は、使用者賠償責任補償特約に定める金額または1億円のいずれか低い額を限度とします。
使用者賠償責任限定補償 (死亡・後遺障害第1～7級)特約	補償対象者が業務に従事している間に被った身体の障害が次のいずれかに該当する場合に限り、この保険契約にセットされた使用者賠償責任補償特約の規定に従い、保険金をお支払いします。 ①死亡した場合 ②後遺障害の等級が、第1級から第7級までの場合 ③死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約の規定により算出した支払割合が42%以上の場合
使用者賠償責任限定補償 (死亡のみ)特約	補償対象者が業務に従事している間に身体の障害を被り、その直接の結果として死亡した場合に限り、使用者賠償責任補償特約の規定に従い、保険金をお支払いします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
雇用慣行 賠償責任 補償特約	損害賠償金 争訟費用 応訴費用	<p>被保険者が補償対象者<sup>(注1)</sup>に対して行った下記の〈不当行為〉に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと、または〈第三者ハラスメント〉に起因して第三者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、この特約において、被保険者とは次のいずれかに該当する方とします。</p> <p>①記名被保険者 ②記名被保険者のすべての役員および使用人<sup>(注2)</sup>。ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為に起因して損害を被る場合に限りです。 ③記名被保険者が建設業者の場合における記名被保険者の下請負人、下請負人の役員および使用人。ただし、第三者ハラスメントによって、記名被保険者とともに損害を被った場合に限りです。 (注1)次の方を含みます。 ・既に退職した方。ただし、初年度契約の始期日より後に補償対象者であった方に限りです。 ・子会社の構成員。ただし、構成員の範囲については、記名被保険者の構成員のうち、保険証券記載の補償対象者の範囲と同様とします。 ・記名被保険者の採用応募者 (注2)記名被保険者のすべての役員および使用人には、既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。 (不当行為)</p> <p>①差別的行為 ②ハラスメント ③不当解雇等 ④人格権侵害(雇用契約の募集、締結、存続、履行または終了がなかったならば行われなかったであろう人格権侵害に限りです) ⑤不当評価等 ⑥説明義務違反 ⑦報復的行為 ⑧上記①から⑦までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為</p> <p>〈第三者ハラスメント〉</p> <p>記名被保険者の構成員である補償対象者が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または構成員としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメント<sup>(注)</sup>または第三者に対して行った人格権侵害をいいます。 (注)言動、文書による意思表示またはその他の行為(性的なものを含みます)により、第三者に不利益を被らせること、または不快な感情を抱かせることをいいます。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>一連の損害賠償請求および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度に、法律上の損害賠償金、争訟費用、応訴費用をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>(1)被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次の①から③までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ③被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図をもって行った行為に起因する損害賠償請求 (2)被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 ①初年度契約の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。 ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>ア.初年度契約の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合 イ.他の保険会社において、初年度契約の始期日を保険期間の満期日とし、不当行為に起因する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、他の保険会社の保険契約の保険期間中に行われた不当解雇等について損害賠償請求がなされた場合 ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ④直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求 ア.汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態 イ.汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請 ⑤直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾に起因する損害賠償請求 ⑥直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求 ⑦直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求 ⑧次のいずれかに該当するものに対する損害賠償請求 ア.身体の障害 イ.財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難 ⑨直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求 ⑩法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求 ⑪労働時間、休日または休暇の取得等に起因する損害賠償請求 ⑫財形貯蓄、従業員持株会、公的年金、企業年金その他従業員からの資金の受託管理に起因する損害賠償請求 ⑬知的財産権の帰属または職務発明の対価もしくは報酬に起因する損害賠償請求 ⑭記名被保険者の倒産に起因する損害賠償請求。なお、倒産とは、次のいずれかに該当する事由が生じたことをいいます。 ア.破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がされること。 イ.取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと。 ウ.財産につき強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと。 ⑮情報の漏えいに起因する損害賠償請求。ただし、被保険者が補償対象者に対して行った不当行為に起因するものは除きます。 ⑯60日以内に1事業場における記名被保険者と雇用関係にある使用人の総数の20%を超えて解雇したことに起因する損害賠償請求 (3)被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①労働基準法、労働者災害補償保険法その他労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合の使用者の負担を定める法令における災害補償にかかる規定に違反したことに起因する損害賠償請求 ②労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求。ただし、労働争議または団体交渉に参与した従業員に対して報復的行為を行ったことに起因する損害賠償請求を除きます。 ③被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を共にする親族に対して行った不当行為または第三者ハラスメントに起因する損害賠償請求</p> <p>など</p> <p>争訟費用等に関する特別</p> <p>前記「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」(2)⑯ならびに(3)②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害のうち、被保険者が争訟費用、応訴費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (1)法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求 (2)記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の者からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求</p>